

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

01. 震災翌日から、他府県の応急危険度判定士の応援を受けて第1次危険度判定が実施された。対象は4階建て以上の建物で、神戸市では「使用禁止」の貼紙が貼られた。

【教訓情報詳述】

01) 第1次危険度判定は、判定に必要な資材、人員確保の問題から、急遽「使用禁止」等の札を用意し、目視により4階建て以上の共同住宅を対象として実施された。

【参考文献】

【引用】被災直後の混乱の中で、兵庫県、神戸市等の被災公共団体は、被害が甚大であり、緊急に被災建築物の応急危険度判定が必要であると判断したが、3区分の判定活動を行うための物資、技術者を早急に準備することが困難であったため、急きょ、「使用禁止」の札を用意し、目視により明らかに危険な建築物を判定し、札の貼り付けを応急的に行う方法により、被災翌日の18日から判定活動を開始した。[建設省住宅局建築指導課「阪神・淡路大震災その時、我々はどう対応したか」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.29]

> 【引用】そこで、被災した建築物の危険な状態から住民の2次災害を防ぐ必要があるので、その対応にかかるとなる。このころ、建設省においても、被災建築物に対する被災度判定についての実施計画が進められていた。そういった中で建設省と連絡をとり、進め方等についての協議、応援の依頼をし、同時に近隣の府県にも応援の依頼をする。被災地の各市に「被災建築物から住民の2次災害を防ぐため「使用禁止」とか「この建築物は危険です、立ち入らないで下さい。」といった注意を喚起する文書を貼っていくように。」と連絡をとり、同時に特に被害の大きい神戸市に県の建築職の職員を動員する準備をする。これが後の被災建築物の応急危険度判定(2次判定)につながっていくことになる[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.18]

> 【引用】最初はとにかく2次災害を防ぐといった目的で始められ、ビラの内容も「使用禁止」といったものから「この建物は危険です、近づかないで下さい。」といった注意を喚起する内容で、それぞれで決められたと思います。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.149]

> 【引用】県外から大量動員していただいても、それに対応する職員を確保できないということがありました。それから、もう一つには、おそらく県、市の予算的な検討もあったかと思いますが、大量動員をした場合には、その資金はどうなるのかということも前例がございませんので、それらについても当然、役所の方であれば心配されると幾つもの心配が重なって、県外動員については直前まで受け入れてよいのか分からないということがありました。...(中略)...ともかく危険な場合には、早く知らせること、それから安全な場合にもそのことを早く知らせること。この二つが極めて被災直後については喫緊のことだということで、それらのお話をした上で、18日の夜中ですが応援態勢を受け入れるという合意ができて... (後略)... [兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.192]

> 【引用】(芦屋市役所)第1段階の調査実施に当たっては、緊急のため県と事前協議ができず、調査結果の張り紙に対する市民からの問い合わせによって実状を知る始末であった。[「阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96」芦屋市(1997/4),p.228]

> 【参考】西宮市における第1次応急危険度判定では、公共建築物、特殊建築物を対象都市、市建築行政職員により実施された。また立入禁止張り紙の内容も「この建築物は危険です 立ち入ったり、近寄らないで下さい」というものだった。[西宮市総務局行政資料室「1995・1・17 阪神・淡路大震災―西宮の記録―」西宮市(1996/11),p.27]

> 【引用】県職員は、神戸市内の被害が大きいということで、神戸市を重点的に応援することとし、取りあえず外観から見て危険とわかる建物に「使用禁止」の紙を張るよう指示を行った。しかし使用禁止の紙が大量に足りない。そこで、原票の赤札をコピーして、「黒札」になった紙を張ることとした。[「阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像」(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.303]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

01. 震災翌日から、他府県の応急危険度判定士の応援を受けて第1次危険度判定が実施された。対象は4階建て以上の建物で、神戸市では「使用禁止」の貼紙が貼られた。

【教訓情報詳述】

02) この判定活動は、被災自治体職員、建設省、住宅・都市整備公団、周辺県等および民間からの延べ1398名にのぼる支援を受けて行われ、22日まで実施された。

【参考文献】

【参考】第1段階の判定は、1月18日から1月22日にかけて行われ、延べ人数1,398名、最大1日当たり300名の建設省、住宅・都市整備公団、周辺県等および民間技術者が支援した。[建設省住宅局建築指導課「阪神・淡路大震災その時、我々はどう対応したか」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.29]

>

【参考】神戸市住宅局による第1次応急危険度判定の実施状況については、[『阪神・淡路大震災 記録誌』神戸市住宅局(1997/4),p.26]参照。ここには、危険度判定を3段階に分けることも検討したものの判定困難との判断から明らかに危険な建築物のみを対象としたこと、違反建築物への是正指導に使用していた赤色の「使用禁止」の紙を使用することにしたが、コピーした結果、黒紙となったこと、住宅地図記入手順や地図回収手順などが徹底していなかったためにどの建物が「使用禁止」となっているか完全に把握できなかったことなどが記されている。

>

【引用】(川西市)午後になって、県建築指導課の指示により建築審査室では、目視による応急的な危険判定を行い、被害の大きな住宅には、2次災害防止のため「立入禁止」の措置を取った。[『阪神・淡路大震災 川西市の記録 - 私たちは忘れない - 』兵庫県南部地震川西市災害対策本部(1997/3),p.25]

>

【引用】(宝塚市)平成7年1月19日から1月24日まで特殊建築物を対象として第一次被災建築物応急危険度判定調査を実施、建物調査件数141件のうち、9件に対して立入禁止の貼り紙をする措置をとった。[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 - 』宝塚市役所(1997/3),p.89]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

01. 震災翌日から、他府県の応急危険度判定士の応援を受けて第1次危険度判定が実施された。対象は4階建て以上の建物で、神戸市では「使用禁止」の貼紙が貼られた。

【教訓情報詳述】

03) 判定の結果、神戸市を中心に2,825棟の建築物に「使用禁止」の紙が貼られたが、判定内容の妥当性も課題となった。

【参考文献】

【引用】「使用禁止」のステッカーを貼ることは、民事的には種々問題を起こすことはわかっているが、人命にはかえられない、と強行を指示...(後略)[貝原 俊民『大震災100日の記録 兵庫県知事の手記』ぎょうせい(1996/2),p.26]

>

【引用】評価としては、最初は3段階ぐらいの判定にしようと思ったのですが、そうすると現場で判定をする人が迷うのではないかということで、簡単な判定ができるよう、誰が見ても危ない物について「使用禁止」を貼ろうというような単純なものにしました。その当時からテレビ等で報道されまして、行政としてはよくやっているという評価は受けたとおもいますが、今振り返りますと、本当に危ない、誰が見ても危ないようなものに紙を貼る必要があったか若干反省はしております。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.142-143]

>

【参考】第1次判定の結果、神戸市を中心に2,825棟に「使用禁止」の紙が貼られた。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.28]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

02. 第2次判定は、共同住宅を対象に3段階の評価方法で行われた。実施にあたっては、建設省を中心とする「応急危険度判定支援本部」が設置され、35都道府県の技術者などが参加した。

【教訓情報詳述】

01) 第2次判定は、居住者の2次災害防止、避難者の早期帰宅を促すことを目的に、共同住宅を対象として「危険」「要注意」「調査済み」の3段階の判定が行われた。

【参考文献】

【引用】一方で被災した各地の状況は想像を絶するものとなり、各行政機関は、必死の捜索・救助作業に忙殺されている状態でした。しかし、地震発生後時間が経過するに連れ、被災した建物から緊急避難した人々の数が膨大になっていること、自宅に帰りたくとも自宅に被災の程度がどのくらいで、今後予想される余震に対する安全性がどのくらいあるのかを知りたいニーズがどんどん高まっていること、避難所の能力や維持の困難性から言っても、早急に応急危険度判定を実施し、住民に安心感を提供することが緊急に必要であるとの認識がどんどん高まってきました。対策に着手するのが遅くなればなるほど、震後の混乱がどんどん広がるのが懸念されました。こうした極めて緊迫した、そして苦渋の判断を伴う困難な状況で、各方面の応急危険度判定の実施に対する決意が高まってきました。とはいえ、動員しうる技術者の数や資材等にも自ら限りがあります。結果としてなされた苦渋の判断は次のようなものでした。つまり、関係被災者の数が多くより早急な対応が求められ、さらにより客観的な判定が強求められるであろう共同住宅については、行政を中心として全数調査を行い、戸建住宅については、地元及び全国から駆け付けてくれたボランティア建築士等により要請に応じて判定業務を提供する相談体制を整備するということでした。〔兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.165〕

> 【引用】対象建築物としては居住者の2次災害の防止と安全、そして避難者の早期帰宅を託すために被災地域内の全共同住宅(長屋を含む)を調査することとした。〔兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.33〕

> 【引用】2次判定作業について協議を行う。各市とも市民対応に追われており、これ以上は困難との意見も出されたが、2次災害防止のため、是非とも実施する必要があることを説得し、最終的には、県案通り実施することが了解された。〔兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.33〕

> 【引用】(宝塚市)平成7年1月25日から平成7年2月3日にかけて、他府県からの応急危険度判定士の応援を得て、共同住宅、長屋住宅を対象に第二次被災建築物応急危険度判定調査を実施し、被災建築物に、「危険」179件・「要注意」389件・「調査済み」1,490件(調査件数2,058件、従事者延べ人数205名)の赤・黄・緑の貼り紙をした。〔「阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 - 』宝塚市役所(1997/3),p.89〕

> 【引用】(川西市)当初、建築相談で最も多かったのは、「今度余震があれば我が家は大丈夫だろうか」という不安を訴える声だった。そこで、1月19日から1月21日までの3日間、建築審査室職員は市内全域で危険度が高いと思われる建築物を緊急に調査し、著しく危険と思われる建築物には、張り紙により所有者等の注意を促す第1次応急危険度判定を実施した。しかし、日を重ねて増え続ける「我が家も見たい」という要望に応えるため、第2次応急危険度判定として市役所5階に「共同住宅等応急危険度判定調査事務室」を設置し、1月25日から2月3日までの10日間に、建設省をはじめ全国各地の1府5県11市からの応急危険度判定士等の応援を受け、約2,600件の共同住宅及び長屋住宅等の応急危険度判定を実施した。〔「阪神・淡路大震災 川西市の記録 - 私たちは忘れない - 』兵庫県南部地震川西市災害対策本部(1997/3),p.141〕

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

02. 第2次判定は、共同住宅を対象に3段階の評価方法で行われた。実施にあたっては、建設省を中心とする「応急危険度判定支援本部」が設置され、35都道府県の技術者などが参加した。

【教訓情報詳述】

02) 第2次判定は1月22日から2月9日まで行われ、延べ5,068名により46,610棟が調査された。この活動の調整にあたっては、建設省が中心となって大阪府庁内に「応急危険度判定

支援本部」が設置された。

【参考文献】

[引用] 第2段階の支援活動は…(中略)…2月9日まで行われ、延べ人数5,068名、最大1日当たり400名強の建築技術者が建設省、住宅・都市整備公団、35都道府県から派遣され、従事した。この結果、神戸市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、芦屋市、明石市、洲本市、淡路町、東浦町、北淡町、津名町、一宮町、五色町、西淡町の9市7町の地域において、46,610棟の建築物について判定が行われ、「危険」6,473棟(13.9%)、「要注意」9,302棟(20.0%)、「調査済み」30,832棟(66.1%)となった。[建設省住宅局建築指導課「阪神・淡路大震災その時、我々はどう対応したか」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.30]

>

[参考] 1月23日～2月9日まで行われた2次判定の総動員数、集計結果などについては、[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.28-29]も参照。

>

[引用] 建設省は、翌23日には第2段階の応急危険度判定を円滑に進めるため、大阪に支援本部を設置し、人的・物的支援を行うための体制をさらに強化した。[建設省住宅局建築指導課「阪神・淡路大震災その時、我々はどう対応したか」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.30]

>

[引用] 約一週間が過ぎた一月二十一日、…(中略)…建設省の羽生(建築指導)課長から電話がかかってきた。

「建設省も応急危険度判定の現地本部を大阪府に設置し、全国の都道府県の職員に対する研修も終え、本格的に応急危険度判定実施の体制を整えました。二十三日の朝から、三色のシールによる判定に切り替えたいと思いますがどうですか」という内容である。

山崎(県建築指導課長)は、「分かりました。特にアパート、マンション、長屋などの共同住宅の判定を重点にお願ひします」と言って電話を置いた。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.304]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

[02] 被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

03. 建設省の呼びかけに応じ、民間団体のボランティアによる「被災度判定体制支援会議」も発足し、地元行政機関および地元民間団体と協調しながら、巡回建築相談員として戸建住宅の危険度判定支援等を行った。

【教訓情報詳述】

01) 戸建住宅の応急危険度判定については、当初、県の依頼を受けた兵庫県下の建築関係民間団体などが対応していた。

【参考文献】

[引用] 兵庫県との協議によって県下の建築関係4団体の建築技術者たちも、ボランティアで戸建て木造住宅の応急危険度判定業務を実施した。「支援会議」が主として被災地の東側にあたる阪神間～灘・東灘区を中心に活動していたのに対して、これら4団体の実施した危険度判定は県下全域に及んだ。[1.17神戸の教訓を伝える会「阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録」ぎょうせい(1996/5),p.136]

>

[引用] なお、支援会議が活動する以前から地元の民間ベース(兵庫県建築士事務所協会等)での活動が既になされており、当然、これらの活動とも十分に連携をとりながら活動を行った。[『兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議活動結果報告書』兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議(1995/5),p.4]

>

[参考] 1月18日より地元建築関係団体(建築士事務所協会、建築士会、新日本建築家協会等)が地域担当範囲を決めた上で戸建て住宅の危険度判定を行っていたことについては、[兵庫県神戸支部「兵庫会の震災後の対応」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.34]にある。

>

[引用] さらに、知事から、戸建て住宅の応急危険度判定も実施するよう指示が出たため、こちらは建築士会のボランティアメンバーをお願いすることで対応した。…(中略)…この応急危険度判定の作業が進むにつれて、自分の家が緑色の判定を受けたのが分かったと自宅に戻る被災者は多く、これを機に避難所の人数も目に見えて減っていった。…(中略)…結局、応急危険度判定は戸建て住宅までは数が多すぎて全部はやりきれなかった。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.305]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

[02] 被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

03. 建設省の呼びかけに応じ、民間団体のボランティアによる「被災度判定体制支援会議」も発足し、地元行政機関および地元民間団体と協調しながら、巡回建築相談員として戸建住宅の危険度判定支援等を行った。

【教訓情報詳述】

02) 建設省の呼びかけに応じて民間団体のボランティアによる「被災度判定体制支援会議」が発足、1月27日から2月末までに延べ5,564名が計30,935件の相談に応じた。

【参考文献】

[参考] 被災度判定体制支援会議の活動結果に関する詳細は、[『兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議活動結果報告書』兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議(1995/5),p.-]にまとめられている。支援会議では、東京を本部機構とするとともに、大阪建築会館内に大阪事務所を開設(1月27日)して支援活動を実施、延べ5,564名が計30,935件の巡回相談を処理したとされている。

>

[参考] 1月17日午後、建設省の呼びかけにより「被災度判定体制支援会議」が発足する経緯については、[『日事連事務局「日事連の対応 - 支援会議への参加と活動について」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.32]も参照。

>

[引用] 建築関係14団体からなる「兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議(委員長:岡田恒男東大教授)」では、全国からボランティアの民間建築士、学術経験者を募り、建築巡回相談員を被災地に派遣した。このボランティア活動は、1月27日から開始され、延べ4,539名、最大1日当たり約500名のボランティアが被災公共団体等と連携し、被災した戸建て住宅等に関する住民の相談に当たった。この活動は、2月27日まで続けられ、26,196棟の建築物の相談に応じた。[建設省住宅局建築指導課「阪神・淡路大震災その時、我々はどうか対応したか」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.30]

>

[引用] (宝塚市)戸建住宅については地元建築士事務所協会や他府県の建築業協会等のボランティア(建築士)の協力により、平成7年1月25日から2月10日にかけて、調査希望者に対して応急危険度判定調査を実施した。(調査件数2,463件、従事者延べ人数631名)[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 -』宝塚市役所(1997/3),p.89]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

[02] 被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

03. 建設省の呼びかけに応じ、民間団体のボランティアによる「被災度判定体制支援会議」も発足し、地元行政機関および地元民間団体と協調しながら、巡回建築相談員として戸建住宅の危険度判定支援等を行った。

【教訓情報詳述】

03) 神戸市などでは、建築相談ボランティアセンターなどを設置し、ボランティアの調整などが行われた。

【参考文献】

[参考] 神戸市に設置された建築相談ボランティアセンター(1/24~2/10実施)の活動状況については、[『阪神・淡路大震災 記録誌』神戸市住宅局(1997/4),p.28-29]にまとめられている。

>

[参考] 芦屋市においては、応急危険度判定相談所が設置され(1/28~2/10)、兵庫県建築士事務所協会や静岡県の民間団体からのボランティア、支援会議ボランティアなどの調整が行われた。[『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95~'96』芦屋市(1997/4),p.228-229]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

03. 建設省の呼びかけに応じ、民間団体のボランティアによる「被災度判定体制支援会議」も発足し、地元行政機関および地元民間団体と協調しながら、巡回建築相談員として戸建住宅の危険度判定支援等を行った。

【教訓情報詳述】

04) 民間ボランティアによる判定では、3段階で表示される応急危険度判定の結果は表示されず、口頭で伝えられたことも多かった。

【参考文献】

【参考】民間団体によるボランティア判定活動では、権利問題への影響が明確でないことから、口頭での説明に留めた場合が少なくないとされている。[1.17神戸の教訓を伝える会『阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録』ぎょうせい(1996/5),p.136]

>

【引用】判定方法は、共同住宅と同じ三区区分で行ったが、調査員が現地で直接住民に結果を説明し、留守のときは、後日、市が報告することとしたので判定シールは貼らなかつた。[西宮市総務局行政資料室『1995・1・17 阪神・淡路大震災—西宮の記録—』西宮市(1996/11),p.28]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

03. 建設省の呼びかけに応じ、民間団体のボランティアによる「被災度判定体制支援会議」も発足し、地元行政機関および地元民間団体と協調しながら、巡回建築相談員として戸建住宅の危険度判定支援等を行った。

【教訓情報詳述】

05) 2月からは、兵庫県建築士事務所協会を窓口とする「住宅復旧相談センター」が開設され、神戸市と西宮市においてボランティア建築士の応援による応急診断や詳細診断、補修工事相談の業務が引き継がれた。

【参考文献】

【参考】兵庫県では、2月9日の記者発表により、(社)兵庫県建築士事務所協会を窓口都市ボランティア建築士の応援を得て、2月10日から3月末まで神戸市内・西宮市内で被災住宅の応急診断等の相談に応じる「住宅復旧相談センター」の開設を発表している。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.21]

>

【参考】神戸市における「住宅復旧相談センター」開設の経緯については、『阪神・淡路大震災 記録誌』神戸市住宅局(1997/4),p.30]参照。同センターでは、2月10日から3月末までに計14,557棟の建物診断を行い、市民に喜ばれたとされている。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

04. 応急危険度判定の趣旨が市民に十分理解されず、罹災証明発行のための被害調査と混同されたり、判定に関わる家主・借家人間の利害関係がトラブルとなるなどの問題があったが、被災者の間に安心を与えたという点では非常に有意義だった。

【教訓情報詳述】

01) 応急危険度判定の趣旨がPR不足もあり、罹災証明発行のための被害調査と混同された。

【参考文献】

[引用] 罹災証明(全壊、半壊等の判定)とのトラブルが当初はあったが、これは思ったより早く収まった。しかし、応急危険度判定の作業の前には罹災証明のことは何も考えていなかった。市民の動揺を少しでも少なくするためには、応急危険度判定と罹災証明とはまったく関係のないことを市民に事前にPRすべきであると思う。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.34]

>
[引用] 罹災証明との関係をどうするかということで、非常に混乱を招きました。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.145]

>
[引用] 被災地では税務職員を中心とした全壊・半壊等の判定にそれぞれの職員が調査を行い、また、他府県からの応援や地元建築士会等ボランティアによる応急危険度判定と多種多様に被災地に入り込んだが市民にとっては何の調査かわからない状態であった。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.188]

>
[引用] また、これと並行して被災者証明を発行するための全壊、半壊、一部損壊の判定調査が実施されたが、危険度判定の「危険」「要注意」「調査済」の判定が混同され、被災者証明判定作業に混乱を与えた。[西宮市総務局行政資料室『1995・1・17 阪神・淡路大震災—西宮の記録—』西宮市(1996/11),p.28]

>
[参考] 「L1334:『阪神・淡路大震災 記録誌』神戸市住宅局(1997/4),p.28」には、応急危険度判定に伴い市民との間に発生した問題として以下のような点が上げられている。

- ・区役所に行った「全壊、半壊、一部損壊」の判定と混同したことによる住民とのトラブル
- ・外観目視の信頼度に対する不満
- ・家主と借家人のトラブルの材料となった
- ・対象用途を特定したことに対する不満
- ・事前のPR不足に伴う、応急危険度判定の目的の不理解による混乱
- ・判定シートの表現の不備に伴うトラブル

>
[引用] (震度7エリア自治体アンケート結果) 建築部職員を中心に、南部市街地で建物被害実態調査及び応急危険度判定を実施した。建物の安全性に不安があった震災直後は居住者に安心感を与えたが、その後経済的苦情がもちこまれるようになるとともに、罹災証明の全・半壊判定と混同され、混乱を与えた。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.113-114]

>
[引用] (震度6エリア自治体アンケート結果) 応急危険度判定制度を実施したが、その運用を理解せず、市民PRも不足の中で行った。そのため、全壊・半壊判定とまちがわれ、行政の責任を問う苦情が多く現れ、混乱を招いた。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.114-115]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

04. 応急危険度判定の趣旨が市民に十分理解されず、罹災証明発行のための被害調査と混同されたり、判定に関わる家主・借家人間の利害関係がトラブルとなるなどの問題があったが、被災者の間に安心を与えたという点では非常に有意義だった。

【教訓情報詳述】

02) 判定結果を行政命令と受け取られたために立入禁止命令に対する苦情が寄せられたり、家主と借家人の間などに利害関係のトラブルが生じたりした。

【参考文献】

[引用] 作業展開が地域内に拡大していくに連れて、難題難問がつぎつぎに登場してきました。ここでは紙面の関係上余り詳しく紹介できませんが、例えば被災証明のための調査との混同、判定結果の法的根拠やこれと立ち入り規制等の私権制限との兼ね合い等の、法的・制度的には必ずしも想定されていなかったことに関する諸問題、そして例えば大家と店子で異なる判定結果や判定活動そのものに対する関係者の利害の錯綜等、列挙すれば限りがありません。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.166]

>
[引用] それに連れて応急危険度判定制度の内容と住民の期待の内容とのギャップ大きさに気づくことになった。そのひとつは、判定を行政命令のように受け取られて建物への立ち入り禁止命令と思った人の苦情と、もうひとつは建物の将来的判断(撤去か、補修か)を行っていると思われたことであった。いずれも、判定

は助言・勧告であり、建物の将来は、より詳細な調査に基づく専門家の判断や居住者の判断が必要なことを説明する毎日であった。一方で行政の判断に対する期待と役割の大きさも実感したことであった。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.187]

>

[引用] 熊本市の山下さん富田さんの担当地区のマンションでトラブルが起きた。この被災建築物の応急危険度判定をめぐって、調査の賛成派と反対派が対立し、調査をさせてもらえないという。結局は中止することにする。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.172]

>

[引用] ところが行ったら即トラブルですね。家主さんと借地人とのトラブルで、貼れば行き先はどうするか、ところが避難所のことは何も分かっていない。それで約1週間毎日、応援が来るまでの間、夜遅くまでディスカッションをして、どんなやり方が良いのか検討しました。一方では「貼れ。」と言うし、一方では「貼られたら行く所がない。」と言うやりとりの中でも、職員も往生しながら動いたというのが当時の状況である。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.143]

>

[引用] しかし、余震も少しおさまり、気持ちが落ちついてくると、「危険」や「要注意」の判定があった建物の所有者や借家人の間から、退去指示や家賃不払いのトラブル、営業関係では客が来なくなったのでシールをはがしてほしいなど主として経済的苦情が増えてきた。[西宮市総務局行政資料室『1995・1・17 阪神・淡路大震災－西宮の記録－』西宮市(1996/11),p.28]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

04. 応急危険度判定の趣旨が市民に十分理解されず、罹災証明発行のための被害調査と混同されたり、判定に関わる家主・借家人間の利害関係がトラブルとなるなどの問題があったが、被災者の間に安心を与えたという点では非常に有意義だった。

【教訓情報詳述】

03) 被災者ニーズとのギャップがあったことも指摘されたが、市民の間に安心を与えたという点では有意義だったとされている。

【参考文献】

[引用] 今住んでいる家が、このまま住んでいて大丈夫なのかどうか、また、改修だけで済むのか建て直しをした方が良いのかという判断を市民は求めているのに対して、十分な対応が出来ず行政としての限界を感じた。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.189]

>

[参考] 「『建築物の被災度判定のボランティア活動に協力して』『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.40]では、当初の判定対象は4階建て以上の建物とされていたが、一般の戸建て住宅の判定に対するニーズが非常に高く、対象外であっても判定を行った例などが報告されている。

>

[参考] 一般住宅に対する判定ニーズが多かったことに対する指摘は、[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.246]にもある。

>

[参考] 今回行われた危険度判定の反省点として、被災が集中していない地域を除いたために市民から「なぜ自分の地域は来てもらえないのか」という要望が相次いだことや、全ての建築物の判定を行政の管理のもとで行うことが重要であるため判定対象物を限定すべきではないことなどが指摘されている。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.34]

>

[引用] 今回の震災直後における建築行政の重要な作業となった応急危険度判定であったが、2次災害を防ぐという意味で、市民から一定の評価を受けたと考えている。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.33]

>

[引用] 結果としては、被災直後のことでもあったので、専門家による判定が居住者に安心感を与え、危険の度合いについても認識が図れたことで二次災害防止に役立ったと考えられる。[西宮市総務局行政資料室『1995・1・17 阪神・淡路大震災－西宮の記録－』西宮市(1996/11),p.28]

>

[引用] 判定業務に対する住民の関心が高く、もっと詳しく見て欲しいとか、自分の家も是非見て欲しい等の要望も多かった。また、「赤紙」を貼られ納得したりガッカリされた反面、「緑紙」を貼られ手を取り合って喜ばれたこともあった。被災された方は大震災を経験し、余震等にかんがりの不安を持っており、行く場所が無く危険な建物にも人が住んでいる反面、安全と思われる建物にも人が住んでいない場合が多かった。早期に危険度判定をする重要さと住民の期待の大きさを強く感じた。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.227]

>

[引用] 応急危険度判定は実施する時期が重要な要素であることがわかる。被災直後の判定は、被災者にとって住空間としての可否を判断する有効な情報として利用されているが、2週間も時間が経つと被災者が欲する情報が、再建・補修の必要性やその可能性に関する技術的なアドバイスや可否の判断へと変化して行く。[越山健治「都市計画的視点から見た住宅復興の諸問題」『減災Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.76]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

05. 交通手段がないために徒歩や自転車がほとんどで、判定作業は過酷なものとなり、トイレの問題も深刻だった。余震の続く被災地内を歩き回るため、判定士の安全確保、労務災害補償の問題も指摘された。

【教訓情報詳述】

01) 交通手段がないために、判定士は一日中徒歩あるいは自転車で被災地内を回る事となった。トイレの問題も最も困ったもののひとつとされている。

【参考文献】

[引用] 担当した神戸市灘区の被災地までの往復(片道徒歩で2時間の道のり)と判定調査でほぼ丸一日歩き通しという過酷さ...(中略)...過労で倒れることもありえるのではないかと、判定士に対する災害補償を早急に手当する必要性があると思いました。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.180-181]

>

[引用] アメリカの先例に学びながら頭に描いていた被災地判定活動との大きな違いは建築に関わる行政職員の少なさ、GISの不備とともに交通手段と宿泊の確保の難しさによるものでした。自転車が有用であったという話を多く聞きました。また携帯電話が情報交換には有効でした。[村上雅也「兵庫県南部地震被災地判定体制支援会議に携わって」『兵庫県南部地震被災地判定体制支援会議活動結果報告書』兵庫県南部地震被災地判定体制支援会議(1995/5),p.46]

>

[引用] 3日間で最も困ったのがトイレ。1日目についてトイレを借りてしまったが、私が使用する前にバケツ一杯の水を流し、使用後にさらに一杯水を流すことになり、その家の奥さんが、500m以上も離れた所から水を運んで来ることを考えると、それからはとても貸してくれとは云えなくなってしまった。出さないためには食べないこと、最少の飯、最少の茶で過ごすこととし、この間ひどい便秘になってしまった。[「建築物の被災地判定のボランティア活動に協力して」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.41]

>

[引用] 現地で1番困ったのは何でしたかと聞かれると「トイレ」と答えています。我々が担当した付近には仮設トイレも無く、避難所や公共建物のトイレをお借りした。そのため飲む物も極力控えた。[「建築物の被災地判定のボランティア活動に協力して」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.59]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

05. 交通手段がないために徒歩や自転車がほとんどで、判定作業は過酷なものとなり、トイレの問題も深刻だった。余震の続く被災地内を歩き回るため、判定士の安全確保、労務

災害補償の問題も指摘された。

【教訓情報詳述】

02) 余震の続く被災地内を歩き回るため、応急危険度判定には危険も伴っており、判定士の安全確保や労務災害補償の在り方についても課題とされた。

【参考文献】

[引用] 調査中に瓦が突然落ちてきてひやりとしたこともあり、過労で倒れることもありえるのではないかと、判定士に対する災害補償を早急に手当する必要性があると思いました。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.180-181]

>

[引用] 震災調査の説明を受けたが、ヘルメット、軍手の支給もなく、とにかく市内を見回れとのことであった。町は瓦の落下等上から物が落ちてきてもおかしくない状態であり、こちらの身を守るのも危険な状況であった。[『“報道されなかった災害対策”』自治労豊中市労働組合連合会 政策委員会(1996/1),p.138]

>

[引用] 被災度判定の主旨と矛盾しますが、住民の方々はもちろんのこと活動するボランティアの安全のためにも、また再調査の煩雑さを避けたい思いで大きな余震が起こらないことを願っていました。今回経験していない大きな余震について被災度判定のための対策を検討しておく必要を感じています。相談という形式をとっていましたが、いわゆる被災度判定に伴う責任の範囲とボランティアの負傷に対する補償問題です。保険制度も十分とはいえないと思います。[村上雅也『兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議に携わって』『兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議活動結果報告書』兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議(1995/5),p.45]

>

[引用] また活動に参加してくださった方々の身分や万が一の場合の補償体制等も、たまたま今回は大過なく完了したからよかったものの極めて深刻な問題が次々明らかになりました。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.166]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

05. 交通手段がないために徒歩や自転車がほとんどで、判定作業は過酷なものとなり、トイレの問題も深刻だった。余震の続く被災地内を歩き回るため、判定士の安全確保、労務災害補償の問題も指摘された。

【教訓情報詳述】

03) 調査を実施する職員は、混乱する被災現場に入り厳しい対応を迫られた。

【参考文献】

[引用] その区域は被災建築物の判定活動をしようにも、地震と火災の両方の被害で、ある地区などは立ち残っている建物がないといった状況である。まだ消防隊が消火活動、あるいは救出活動を行っている現場にも遭遇した。住民からは避難所とか食事の配給の情報を求められたりするが、それに答えられる情報を持ち合わせていないため、「この混乱の最中に何をしに来たんだ。そんなもん、張らんでええ！」と怒鳴られることもあった。また、別の場所では火事場泥棒扱いをされた職員もいた。

こういう状況のなかで、二次災害を防ぐためとはいえ、緊急にしなくてはいけないことはもっと別にあるのではないかという気持ちにとらわれ、危険と判断する建物に使用禁止の紙を張っていくことに、多少の後ろめたさを感じながらの作業であった。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.303-304]